食品衛生申請等システムによる届出マニュアル

【食品衛生申請等システム】

検索エンジンにて、「食品衛生申請等システム」を 検索するか、以下のURLから、厚生労働省HPの 当該システムにアクセスしてください。

https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

太田保健福祉事務所 (令和3年12月24日版)

目次

1.「ログインID」の作成

法人共通認証基盤(GビズID)は、食品衛生申請等システム以外にも様々な行政サービスで共通に利用できます。GビズIDを作成される場合は、1-1に進んで下さい。

利用できる行政サービス一覧
 https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html

※上記以外の場合は、1-2に進んで下さい。

1-1. 法人共通認証基盤を利用する場合	
「GビズID」の作成	 2
1-2. 法人共通認証基盤を利用しない場合	
「ログインID」の作成	 3
2. ログイン方法	 5
3.「営業の届出」の画面表示方法	 6
4.「営業の届出」の入力・提出方法	 7
5. 届出後の注意点	 12

1. 「ログイン I D」の作成

1-1. 「GビズID」の作成

法人共通認証基盤(GビズID)を利用しない方は、1-2へ進んで下さい。

GビズIDの作成方法は、食品衛生申請等システムHP (https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp) のマニュアルを参照して下さい。

「マニュアル」を押す。



・「システム利用マニュアル」 \rightarrow 「動画マニュアル」 \rightarrow 「2 アカウント(Gビズ I Dを利用される方)」を参照して下さい。動画とPDF(%)が用意されています。



※GビズID作成方法PDF(厚生労働省)へのリンク https://www.mhlw.go.jp/content/000815625.pdf

1-2. 「ログインID」の作成

- 【食品衛生申請等システム】HPを開く。
 https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp
- ② ログイン画面で「アカウントの作成はこちら」を押します。





③ 【担当者基本情報】欄に情報を入力して下さい。黄色欄は、入力必須です。

担当者基本情報登録

手続きを実施される担当者の情報を入力してください。 入力後に「次へ」ボタンをクリックし、申請者・届出者の情報(基本情報・代表者情報)を入力してください。



④ 「次へ」を押し、【基本情報】欄を入力して下さい。黄色欄は、入力必須です。



⑤ 【代表者基本情報】欄を入力して下さい。黄色欄は、入力必須です。



⑥ 「確認」を押し、内容に誤りがなければ、次に「登録」を押して下さい。



⑦ 次の画面が表示されます。



食品等事業者基本情報登録 >> 完了

食品等事業者の基本情報の仮登録が完了しました。

送付したメールをご確認いただき、本登録を完了させてください。

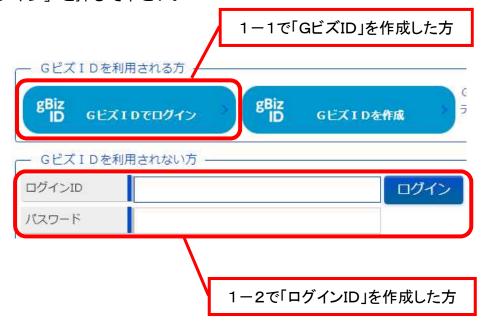
本登録した基本情報は、トップメニューのプロフィール変更から参照/編集できます。

ログインID -----@pref.gunma.lg.jp

- ⑧ 上記の処理だけでは、仮登録状態ですので、次の⑨〜⑪の作業を24時以内に行って、本登録を完了して下さい。
- ⑨ 登録した担当者メールアドレスあて、本登録の案内メールが届くので、そのメール に記載されているURLのリンクを押して下さい。
- ⑩ 表示される画面で、「アカウントを有効化」ボタンを押して下さい。
- ⑪ アカウントの本登録が完了となり、トップメニュー画面が表示されます。

2. ログイン方法

① 1で取得した「ログイン I D」と「パスワード」を以下のログイン画面で入力し、「ログイン」を押して下さい。



3. 「営業の届出」の画面表示方法

① トップメニューの「営業の届出」ボタンを押して下さい。





② 届け出営業施設一覧画面が表示されますので、「新規届出」ボタンを押して下さい。

□ 届出営業施設一覧 営業届出済みの情報、及び、営業届出中の情報が一覧されています。 新たに営業届出を行う場合は「新規届出」ボタンをクリックしてください。また、それぞれの一覧から 届出者情報 法人番号 ※未届の情報は、最終保存日から30日を経過すると自動的に削除されます。

【注意】申請・届出内容の記載中に30分以上経過すると、登録時に有効期間切れと表示され、登録できない場合があります。

登録済みの営業施設の営業届出を行う場合はこちらから選択してください

新規営業施設

作業を一旦中断等される場合は、画面下部の「一時保存」ボタンを押して下さい。 (作業中の情報が30日間保存されます)

戻る

新規届出

4. 「営業の届出」の入力・提出方法

- ① 【届出営業施設登録】画面が表示されます。
- ② 【届出者情報】欄は、ログイン I D作成時に入力済みの情報が反映されています。
- ③ 【担当者情報】欄は、必要に応じて、変更可能です。



④ 【営業施設情報】欄に施設名称、施設所在地等を入力してください。



⑤ 【主として取り扱う食品又は添加物】欄は、「選択」ボタンを押下すると日本標準商品分類が表示されるので、該当する食品等の一般名称を選択します。



・主として取り扱う食品に最も近い名称を選択して下さい。 【大分類】欄で該当分類を 選び、【名称】欄で、一般的な食品名を入力して検索すると、絞り込むことができま す。 例)集団給食の場合、通常、「コード753 調理食品」を選択して下さい。この場 合、大分類に「その他の食料品」を選び、名称に「調理食品」を入力して検索す ると、コード753を選ぶことができます。

例:集団給食 大分類 未選択 未選択 名称 自動販売機 農産食品 クリア 検索 畜産食品 水産食品 商品コードと名称・ 農産加工食品 |< << < 0~0件目/0件中 畜産加工食品 水産加工食品 コード 名称 その他の食料品 即料、氷 指定添加物 既存添加物 一般に食品として供されている物であって添加物として使用される物 天然香料基原物質名 容器包装 おもちゃ

例:集団給食



- 例)スーパーやコンビニエンスストアなど、食料品全般を取り扱っている場合は、 「コード75 その他の食料品」を選択して下さい。主に青果を扱っている八百 屋や青果卸売の場合は、「コード69 農産食品」を選択して下さい。
- 例)その他、特定の食品を主として取り扱っている場合は、該当する食品の一般名称 を選択して下さい。
- ⑥ 【主として取り扱う食品又は添加物(自由記載)】欄は、その具体的な食料品名(主 なもの)を記入して下さい。
 - ・食料品全般を取り扱っている場合は、「食料品全般(許可品目を除く)」と記入して 下さい。

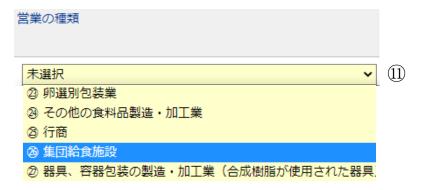
- ・集団給食のように「コード753 調理食品」を選択している場合は、自由記載欄の記入は不要です。
- ・【主として取り扱う食品又は添加物】欄が「コード75 その他の食料品」など対象 品目が分かりにくい場合は、具体的な食料品名を必ず入力してください。
- ⑦ 【業態】欄は、通常、空欄で結構です。
- ⑧ 【自動販売機の型番】欄は、<u>自動販売機の場合のみ記入</u>。注)「自動洗浄等の高度な機能がない機種」や「屋外設置」の場合、届出ではなく、許可となります。
- ⑨ 【使用水の種類】欄は、手洗いや食品の洗浄に使用する水の種類を選んで下さい。井戸水などを使用していない場合は、通常、「水道水」を選びます。ただし、10m³以上の受水槽(貯水槽)を利用している場合、「簡易専用水道」を選んでください。また、井戸水を飲用に適するかを確認して使用する場合、「飲用に適する水」を選んで下さい。
- ⑩ 【水質検査の結果】欄には、⑤で「飲用に適する水」を選んだ場合、水質検査の結果 のPDFや画像を添付して下さい。水道水の場合、添付は不要です。



① 【営業の種類/届出情報】欄の【+】を押すと、以下のように、【届出区分】・【営業の種類】を選択できる行が表示されます。



- ・【届出区分】欄は「新規」のままとし、【営業の種類】欄は、該当する営業の種類を 選択して下さい。【営業種類の説明】をクリックすると、各業種の説明を見ることが できます。
- 例)集団給食の場合、「集団給食施設」を選んで下さい。



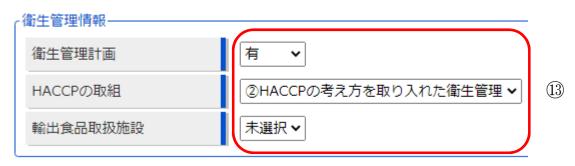
営業種類の説明

届出する「営業の種類」を設定してください。設定方法は下記を参照してください。 ■追加方法: [+] ボタンをクリックします。■削除方法: 削除対象の口をチェックト

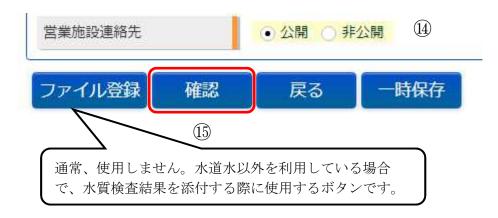
- ② 営業届出施設には、食品衛生責任者の設置が必要です。
 - ・食品衛生責任者養成講習会の受講による資格取得者の場合、【資格】欄は「⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者」を選択し、【受講した講習会、資格取得年月日等】欄には、「食品衛生責任者養成講習会(R●.●●.● ← 受講年月日を記入)」を入力して下さい。



- ・「栄養士」や「調理師」などの免許所有者の場合、【資格】欄は該当する資格を選択して下さい。なお、免許所有者の場合、【受講した講習会、資格取得年月日等】 欄は空欄でも構いません。
- ③ 営業届出施設には、「衛生管理計画の作成」や「HACCPの取組」が必要となります。 【衛生管理情報】欄は、以下のとおり選択して下さい。



- ④ 【開示情報設定】欄は、本システムで自動発行する「オープンデータファイル」に情報を公開するか、非公開にするかを選択する項目です。→「公開」を選択すると、オープンデータファイルに情報掲載され、「非公開」にすると空白になります。
- (5) 必要な情報が全て入力できたら、【確認】ボタンを押して下さい。



(16) 確認画面が表示されたら、入力内容を確認し、問題がなければ【登録】ボタンを押して下さい。



- ・管轄する保健所に対して、営業届出登録の旨がメールで通知されます。
- ① 確認が完了すると整理番号が発番され、完了画面に遷移します。 一覧におけるステータスが、『届出内容確認待』となります。



以上で、届出作業完了となります。

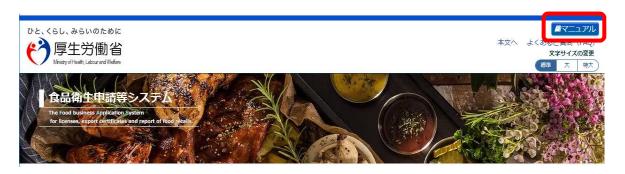
管轄保健所による内容の確認に1週間ほど要します。内容を確認し受理する際、記載内容等について確認の連絡をする場合がございますので、ご了承下さい。

5. 届出後の注意点

●廃業、変更が生じた場合は、必ずシステムから廃業・変更の登録をお願いします。 やり方については、当該システムに掲載されているシステム利用マニュアルの以下の ページを参照してください。

<システム利用マニュアル>

食品衛生申請等システム(https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp)のマニュアルを参照して下さい。「マニュアル」を押す。



●システム入力上のご不明点は、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ先 (ヘルプデスク)】 システムに関する動作・操作・仕様については下記へお問い合わせください。

TEL: 080-4953-0566(代表)

Mail : TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp

受付時間: 8:30~18:00(平日)

※申請や届出に関する内容は、保健所へお問い合わせください。 (営業の種類として何を選ぶかなど)

- ※お問い合わせいただく前に「利用マニュアル」や「よくあるご質問」を御確認いただきますと、お問い合わせ内容に対する解決策がみつかるかもしれませんので、是非ご活用ください。
- ●届出対象の営業を営む場合、食品衛生責任者の設置のほか、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められます。

衛生管理等に関してご不明な点は、管轄の保健福祉事務所にお問い合わせください。

- ●新しい営業許可制度や届出制度創設に関しては、厚生労働省ホームページ等を参照いただき、ご不明な点があれば、管轄の保健福祉事務所にお問い合わせください。
- ※パソコン、スマートフォンをお持ちでなく、当該システムを使用しての届出が不可能 な方は、管轄の保健福祉事務所にお問い合わせください。